

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 28 日

千葉県知事 殿

提出者

住 所 千葉市中央区川崎町1番地

氏 名 JFEスチール株式会社

東日本製鉄所 所長

専務執行役員 永井 肇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-262-2284

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	JFEスチール株式会社東日本製鉄所千葉地区印旛沼浄水場
事業場の所在地	千葉県佐倉市臼井田2212
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	鉄鋼業
②事業の規模	製品出荷額 4,744億円/年
③従業員数	2,525名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	103,450 t	
	（これまでに実施した取組） 製鉄所ゼロウェイスト活動として、①自社から発生する副生物を製鉄所内でリサイクルすること②副生物の利用技術を開発して地域社会で資源として有効利用してもらうことを進めています。浄水場脱水機については維持管理を徹底し脱水能力の向上に努めています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	114,350 t	
	（今後実施する予定の取組） 粗鋼生産量が前年比約10%増加する計画で令和6年度の排出量は増加する見込みです。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 排出する汚泥は単一の種類です。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 排出する汚泥は単一の種類であり、従来の分別を今後も継続します。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	93,830 t	
	(これまでに実施した取組) 平成22年に脱水機の老朽更新を実施し、脱水効率の向上を図りました（含水率で約10%改善）。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	103,716 t	
	(今後実施する予定の取組) 脱水機の維持管理を徹底し、脱水能力の向上に努めます。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

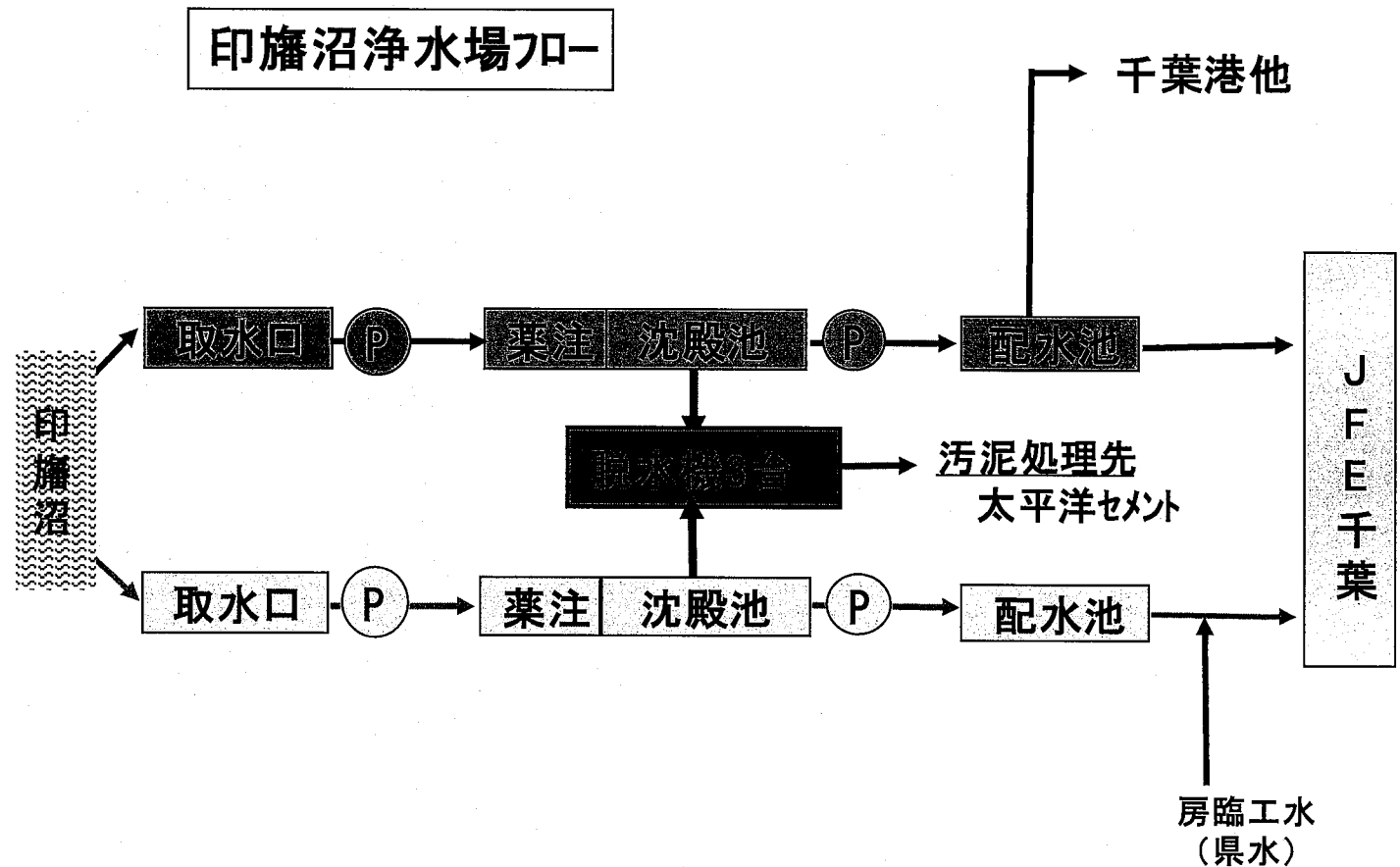
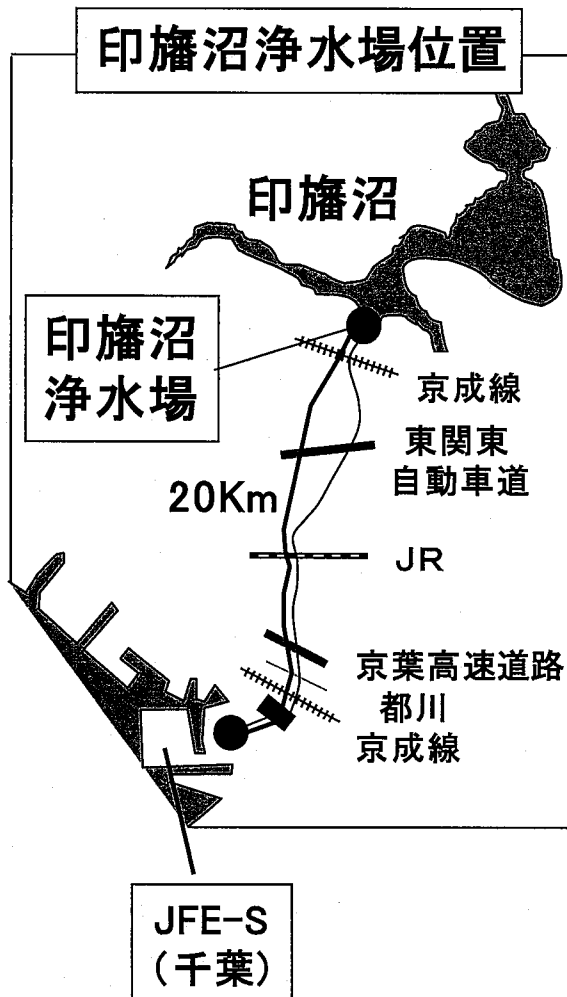
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全 処 理 委 託 量	9,620 t	
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	
	再生利用業者への処 理 委 託 量	9,620 t	
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	9,620 t	
	(これまでに実施した取組) ゼロウェイスト活動として、廃棄物はセメント会社へ送り、熱回収を実施し、残渣についてはセメントに再利用しています。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	10,634 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	
	再生利用業者への 処理委託量	10,634 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	10,634 t	
	(今後実施する予定の取組) 粗鋼生産量が前年比約10%増加する計画で令和6年度の排出量は増加する見込みです。資源としての有効利用を前提に産業廃棄物の中間処理委託を随時見直していきます。		
※事務処理欄			

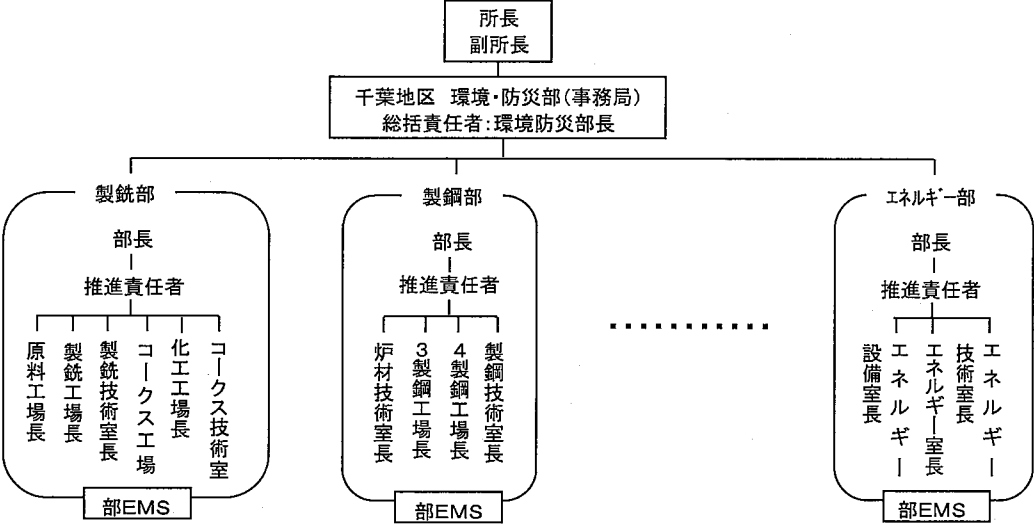
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

印旛沼浄水場脱水機(廃棄物処理施設)に関して



別紙2 廃棄物管理組織・体制

統括責任者	所属 環境・防災部 職名 部長	氏名
廃棄物担当組織名称	環境防災部	廃棄物担当組織人数 4 人
技術管理者	職名 エネルギー室 資格 認定講習会修了	氏名 連絡先電話番号
特別管理産業廃棄物 管理責任者	職名 環境・防災部 主任部員 資格 講習会修了	氏名 連絡先電話番号
特別管理産業廃棄物 (感染性) 管理責任者	職名 安全健康室 主任部員 資格 医師 (産業医)	氏名 連絡先電話番号
産業廃棄物対策組織図	東日本製鉄所(千葉地区)環境管理システム(EMS)に基づく管理 	
担当部門名	業 務 内 容	
環境・防災部	所内全体の廃棄物の処理・保管状況の管理	
総務部	事業系ごみ (紙くず等) 排出状況の管理	
各製造部門	産業廃棄物の排出・処理等の管理	
スチール研究所	産業廃棄物の排出・処理等の管理	